

平成 24 年 10 月 3 日

●●●● 様

東京電力株式会社
成 田 支 社

電気料金のお支払いについてのお願い

拝啓 平素は弊社事業にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、●●様より、平成 24 年 9 月 26 日付けの「反論並びに電気供給停止行為の禁止警告」と題する文書を受領いたしました。

しかしながら既にご通知させていただいたとおり、弊社といたしましては、●●様からお申し出のございました損害賠償（慰謝料）請求債権には理由がなく、相殺の意思表示に効力を認めることはできませんので改めてご連絡いたします。

なお、先般お支払いをお願いしております、●●様と弊社との間の電気需給契約（ご契約住所：千葉県●●市●●●●番●●号，お客さま番号：●●-●●-●●●●-●●●●-●●●●および●●-●●●●-●●●●-●●●●）に係わる電気料金（平成 24 年 8 月分から平成 24 年 9 月分・合計●●,●●●円）につきましては、未だお支払いをいただいております。つきましては、平成 24 年 10 月 8 日までにお支払いいただきますようお願い申し上げます。平成 24 年 10 月 8 日までにお支払いいただけない場合には、不本意ではございますが、翌日以降、ご不在でも送電をお断りさせていただきますのでご承知おきください。

敬具

連絡先；東京電力株式会社成田支社
東金地域料金グループ
電話：043-370-4587
月～金(休・祝日を除く)9時～17時

仮処分申請を行うかどうかのご判断について

1. 東電は、利用者が「反論並びに電気供給停止行為の制止警告」の文書を送付しても、再度「電気料金のお支払いについてのお願い」と題する文書を送付してきて、その中で配達日から5日後を支払期限とし、再度の給電停止予告をしてくるようです。

つまり、利用者が前記警告文書で「給電停止措置は電気事業法18条に違反する」行為だといくら主張・反論しても無視をしてくる姿勢に変わりはないようです。

2. そこで、相殺によって電気料が消滅したと主張した利用者としては、次のいずれかの選択を迫られることを余儀なくされることになります。

A案：東電の給電停止措置の違法性を司法判断してもらうため、「給電停止措置禁止仮処分命令申請」を行う

B案：給電停止措置を受けたら代金を支払って当面は平穏な生活を確保する。その後当司法書士の仮処分申請事件が認容されたら、それは東電の給電停止措置は違法との司法判断がなされたことになるので、その段階で再び相殺で東電に対抗する

3. A案の仮処分申請は、申請しても直ぐには決定がもらえません。少なくとも三週間以上はかかる見込みです。それは、裁判所は次の手順を踏む必要があることから日数の経過は避けられないようです。

仮処分申請書の副本及び疎明資料の写しを東電に送付し、東電の反論・主張を聞く
申請債権者から再度の主張・反論の有無を確認し、検討する

上記 . を踏まえて司法判断する

もし、頭書の文書が東電から送付されたら仮処分申請を行うかどうかの決断は1~2日以内おこない、3日目位には申立ができるよう早急に対応する必要があります。

4. 当司法書士としては、各地の地方裁判所で東電の給電停止措置の違法性について司法判断してもらおうとするお方が1人でも多く出て来てくれることを期待しています。

については、もし、そのようなお考えの方がおりましたら、東電から送付された「電気料金のお支払いについてのお願い」文書と連絡先情報などを添付ファイルで送信して頂ければ、当司法書士が仮処分申請した資料などを添付ファイルで提供します。

今回のケースは、東電の 支社から送付された給電停止予告文書の内容が同一であることから、仮処分申請を行う際は、申請内容の法律構成は殆ど同一となるので、提出先裁判所、氏名、日付、数値などを入れ替えればそのまま地裁で使えると思われれます。費用は、申立貼用印紙、予納郵券、資格証明入手などで約4,000円~5,000円位です。また、ご不明の点などがありましたらお答えします。